令和７年　第２回
士幌町議会臨時会

説　明　資　料

令和７年５月１３日

議案第１号　説明資料

１	工　事　名	認定こども園・こども発達相談センター移転新築工事 （建築主体）
２	工事場所	士幌町字士幌幹線１６７番地
３	入札執行日時	令和７年４月２８日　午前９時００分
４	指名業者名	北斗・平田特定建設工事共同企業体 萩原建設工業株式会社 川田工業株式会社 株式会社市川組 藤原工業株式会社 株式会社ネクサス 株式会社土谷特殊農機具製作所 武田建設株式会社 岡田建設株式会社 株式会社佐藤工務店
５	入札経過	第１回決定
６	予定価格	１，４９６，２２０，０００円（税込）
７	落　札　率	９８．２９％
８	最高入札金額	１，４８５，０００，０００円（税込）
９	工事概要	建築主体工事一式 ・認定こども園 木造平屋建　延べ床面積　２，５１８．２５㎡ ・こども発達相談センター 木造平屋建　延べ床面積　４９９．３４㎡

議案第２号　説明資料

１	工　事　名	認定こども園・こども発達相談センター移転新築工事 （電気設備）
２	工 事 場 所	士幌町字士幌幹線１６７番地
３	入札執行日時	令和７年４月２８日　午前９時００分
４	指 名 業 者 名	振興・士幌・光和特定建設工事共同企業体 川岸電設株式会社 大昭電気工業株式会社 相互電業株式会社 株式会社北口電器商会 株式会社横山電気商会 加藤電気工業株式会社 昭榮電機株式会社
５	入 札 経 過	第１回決定
６	予 定 価 格	２７０，５３４，０００円（税込）
７	落　札　率	９７．９９％
８	最高入札金額	２６９，５００，０００円（税込）
９	工 事 概 要	電気設備工事一式

議案第３号　説明資料

１	工　事　名	認定こども園・こども発達相談センター移転新築工事 （機械設備）
２	工 事 場 所	士幌町字士幌幹線１６７番地
３	入札執行日時	令和７年４月２８日　午前９時００分
４	指 名 業 者 名	奥原・末永・小椋・朝井特定建設工事共同企業体 池田煖房工業株式会社 三洋興熱株式会社 熱原設備株式会社 フジ暖房工業株式会社 株式会社笹原商産 藤原工業株式会社 松木設備保温工業株式会社
５	入 札 経 過	第１回決定
６	予 定 価 格	２８３，１８４，０００円（税込）
７	落　札　率	９８．５１％
８	最高入札金額	２８２，３２６，０００円（税込）
９	工 事 概 要	機械設備工事一式

議案第４号　説明資料

１	工　事　名	認定こども園外構工事
２	工 事 場 所	士幌町字士幌
３	入札執行日時	令和７年４月２８日　午前９時００分
４	指名業者名	萩原建設工業株式会社
		西江建設株式会社
		株式会社平田建設
		栗林建設株式会社
		株式会社ネクサス
		株式会社川村組
		北斗産業株式会社
５	入 札 経 過	第１回決定
６	予 定 価 格	１１３，９０５，０００円（税込）
７	落　札　率	９８．５０％
８	最高入札金額	１１３，２３４，０００円（税込）
９	工 事 概 要	・外構工事　一式
		・整備面積　６，３１７．６１㎡

認定こども園「なかよし」移転新築工事　【建物平面図】

○木造平屋建　２,５１８.２５㎡

主に３歳～５歳児の遊戯室
道産材を利用し、自然調和・環境配慮

病後児保育室・子育て支援エリアは独立玄関で、感染リスク等の低減や安全性を確保し、利用者の出入りを最小限とする

玄関・遊戯室・トイレなどを独立させ、多様な利活用を想定するとともに区分管理する

０歳～２歳児が安全に伸び伸びと遊べる専用の空間

園庭に面した保育室は、掃き出し窓を利用して屋外への動線をスムーズにする

調理室の一部をガラス張りにし、調理風景を覗く（食育）

可動間仕切り壁を設け、互いの行き来を可能とし、解放することで一体的な空間としても利用可能

園庭に面した保育室は、掃き出し窓を利用して屋外への動線をスムーズにする

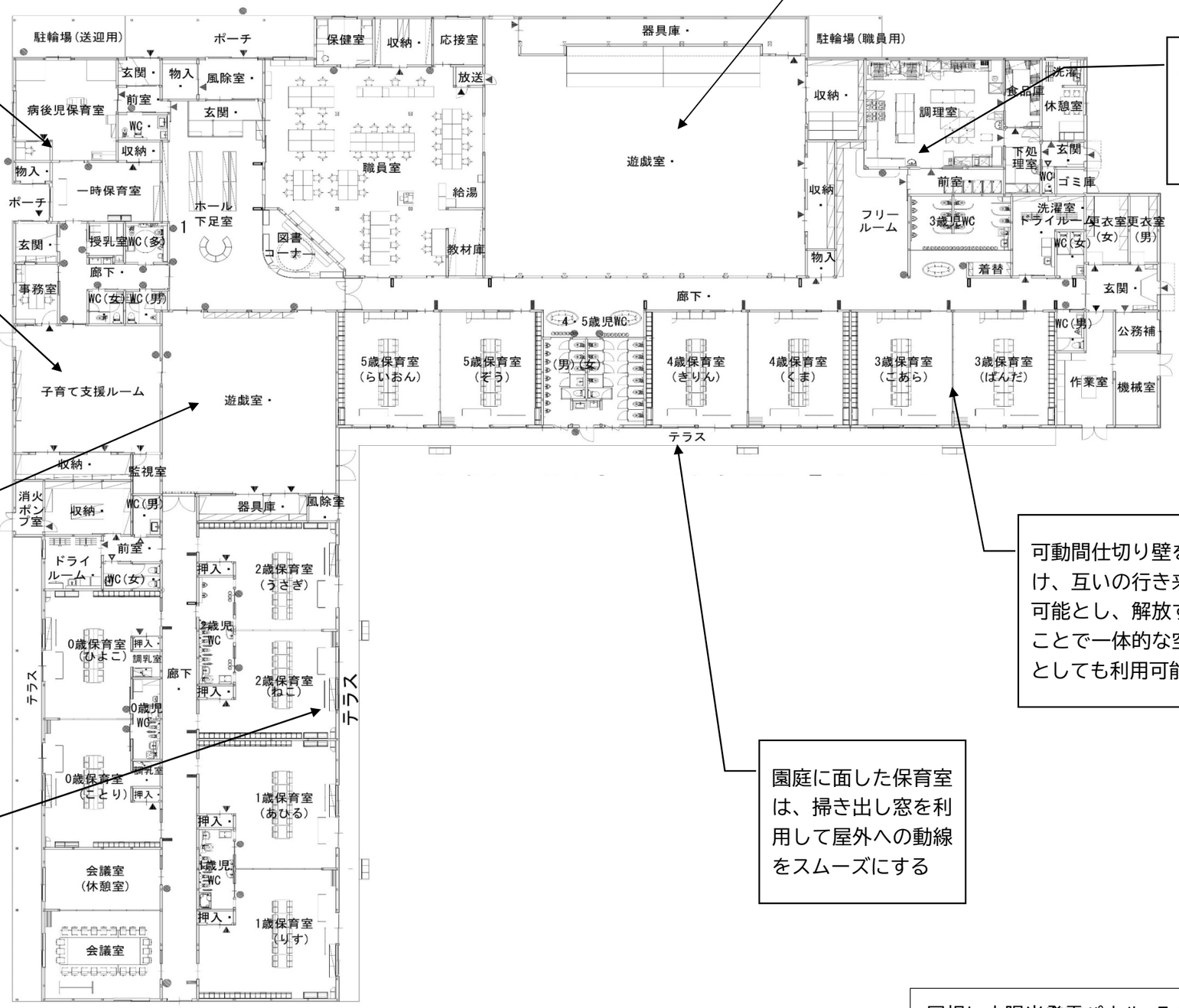

屋根に太陽光発電パネル　５０ＫＷ設置

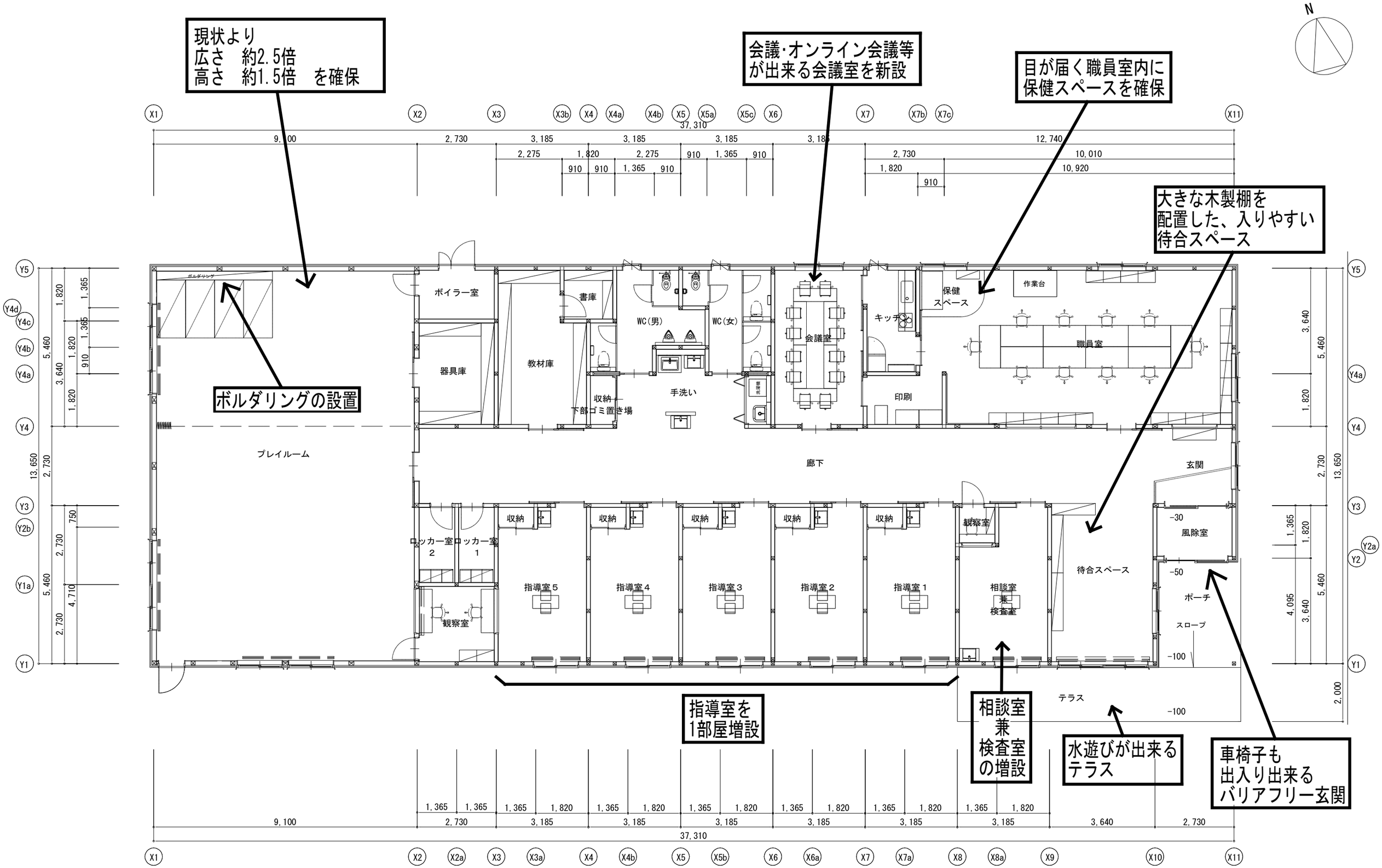

記事	株式会社創造設計舎	帯広市公園東町1丁目6番地1 TEL 0155-24-7668 FAX 0155-21-6603	一級建築士事務所登録（＋）第73号 一級建築士登録第216909号 太田　豊	設計年月日 2025 . 2 . 査閲　校正　担当	工事名称 士幌発達相談センター移転新築工事(建築主体) 図面名称 平面図	縮尺 A1:1/60 A3:1/120 図面番号 A－5

認定こども園「なかよし」移転新築工事　【外構平面図】

○駐車場　　1,５１０.１９ ㎡

○グラウンド　4,３１４.８２ ㎡

○その他　　４９２.６０ ㎡

合　計　　6,３１７.６１ ㎡

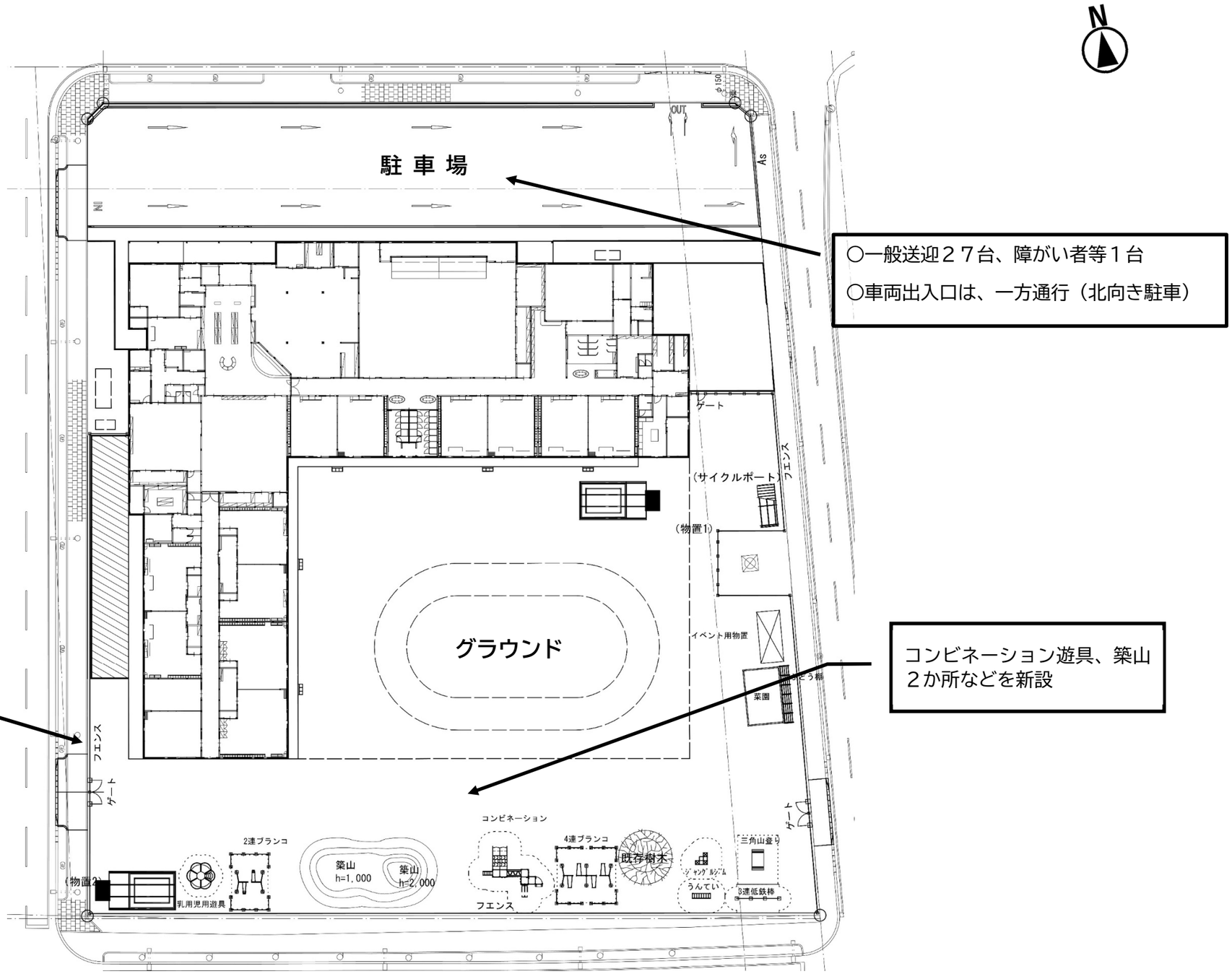

議案第５号　説明資料

１	工　事　名	しほろ温泉プラザ緑風旧館解体工事
２	工事場所	士幌町字下居辺西２線１３４番地
３	入札執行日時	令和７年４月２８日　午前９時００分
４	指名業者名	萩原建設工業株式会社
		株式会社平田建設
		栗林建設株式会社
		株式会社川村組
		株式会社ネクサス
		北斗産業株式会社
		株式会社士幌建設
５	入札経過	第１回決定
６	予定価格	５５，８６９，０００円（税込）
７	落　札　率	９６．４８％
８	最高入札金額	５５，３３０，０００円（税込）
９	工事概要	旧館の解体工事
		ＲＣ造２階建　延べ床面積　８１０．８７㎡

申請地：河東郡士幌町字下居辺西2線134番地

134-8,9,10,32,33,42,43,67,68,69

：本工事解体範囲

案内図

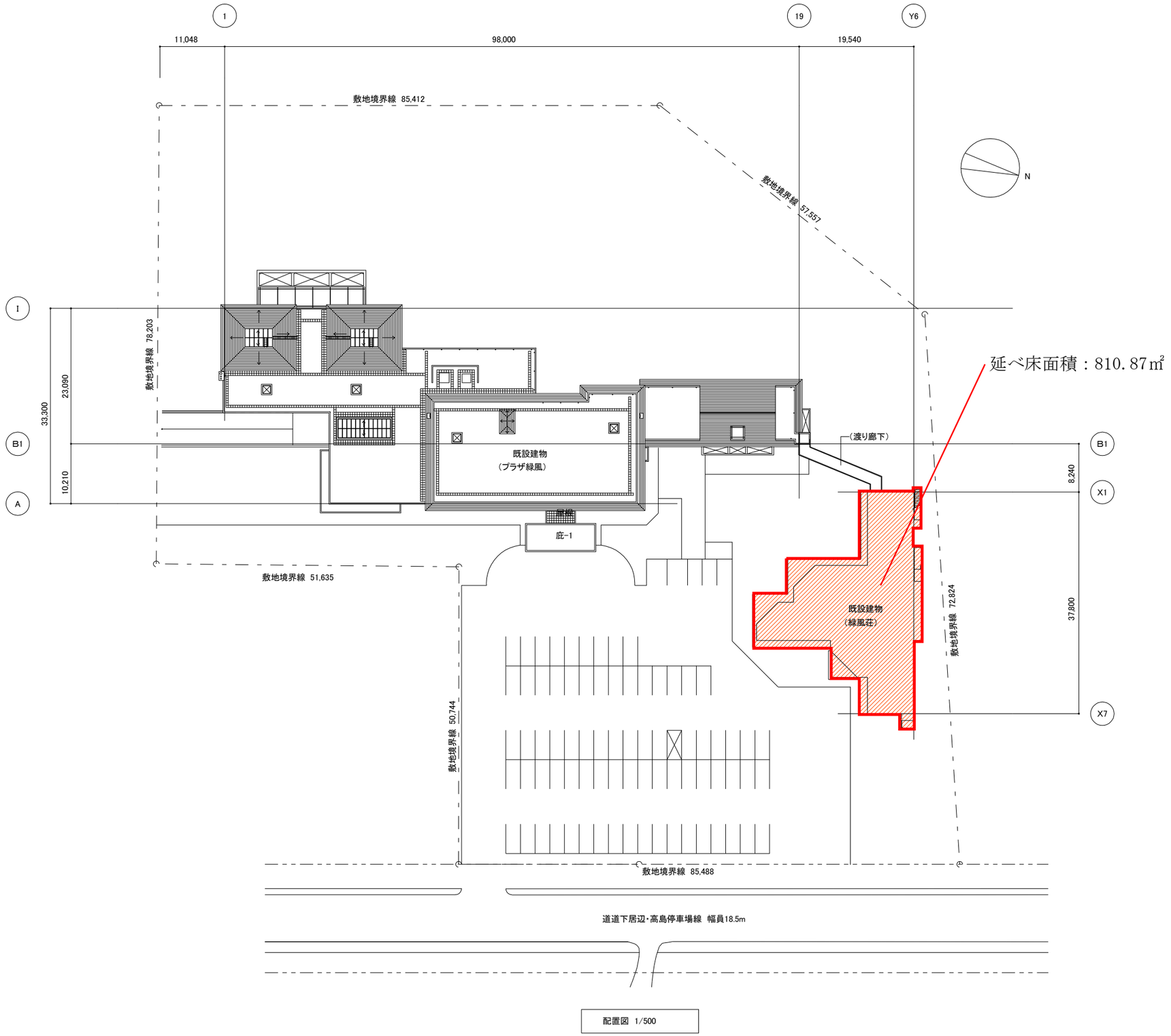

配置図 1/500

士幌町役場建設課	工事名 令和7年度 しほろ温泉プラザ緑風 旧館解体工事	図名 配置図	縮尺	課長	主幹	係長	製図	図番 1

議案第６号　説明資料

１	工　事　名	役場庁舎電気室屋外移設工事
２	工事場所	士幌町字士幌２２５番地
３	入札執行日時	令和７年４月２８日　午前９時００分
４	指名業者名	川岸電設株式会社
		大昭電気工業株式会社
		相互電業株式会社
		株式会社北口電器商会
		士幌電設株式会社
		加藤電気工業株式会社
		光和電建有限会社
５	入札経過	第１回決定
６	予定価格	１２６，２５８，０００円（税込）
７	落　札　率	９８．００％
８	最高入札金額	１２４，３６６，０００円（税込）
９	工事概要	役場庁舎地下電気室の屋外移設

役場庁舎電気室屋外移設工事

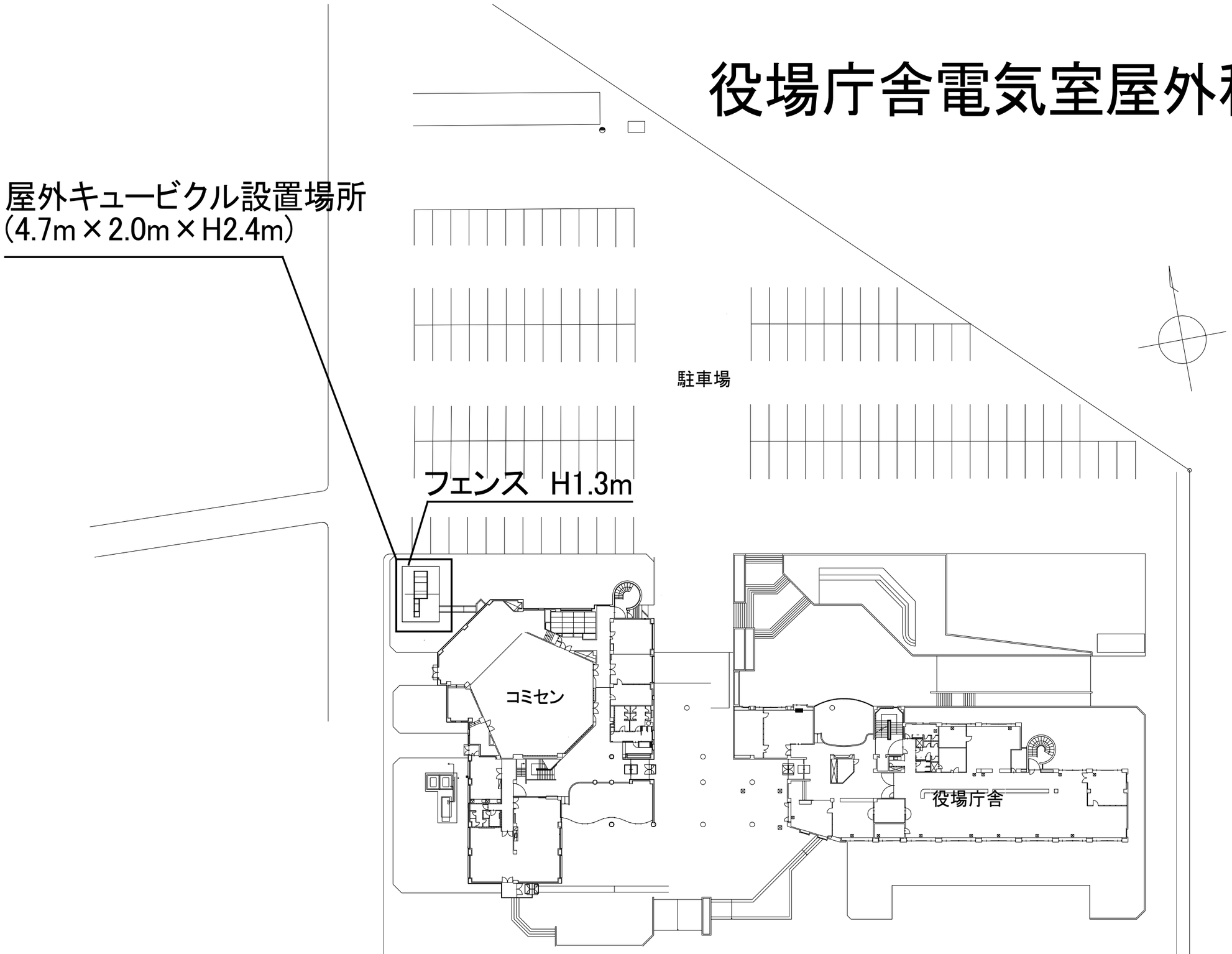

議案第７号　説明資料

１	入札執行日時	令和７年４月２８日　午前９時００分
２	指名業者名	開発工建株式会社
		株式会社中島自工
		北海道川崎建機株式会社
３	入札経過	第１回落札
４	予定価格	３１，００６，８００円（税込）
５	落札率	９３．９４％
６	最高入札金額	３１，９００，０００円（税込）
７	概要	小型除雪機（１．３ｍ／７００ｔ級）　１両
		納入期限：令和８年３月２４日

（議案第８号　説明資料）

士幌町町税条例の一部を改正する条例の要旨	
目　的	地方税法等の一部を改正する法律が、令和７年３月３１日付けで公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、本町においても、所要の改正を早急に行う必要がある。
概　要	**１　主な改正内容** 別紙、令和７年度税制改正（地方税関係）の要旨のとおり **２　施行期日** 別紙、令和７年度税制改正（地方税関係）の要旨のとおり

議案第８号　説明資料

令和７年度税制改正（地方税関係）の要旨

税目・改正項目		改正内容	条例	地方税法等	適用期日等
通則	１．公示送達	省令改正にあわせて改正。 ※　公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正。	第18条	第20条の2第2項	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行
	２．納税証明事項	士幌町町税条例第18条の改正に伴う規定の整備。	第18の3	規則第1条の9	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行
個人町民税	１．所得控除	法律改正にあわせて改正。 ※　控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加	第34条の2	第314条の2第8項	令和8年1月1日
	２．町民税の申告	法律改正にあわせて改正。 ※　特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備	第36条の2第1項	第317条の2第1項	令和8年1月1日
	３．町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書	法律改正にあわせて改正。 ※記載事項について、特定親族を追加	第36条の3の2第1項	第317条の3の2第1項	令和8年1月1日

議案第８号　説明資料

税目・改正項目		改正内容	条例	地方税法等	適用期日等
個人町民税	４．町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	法律改正にあわせて改正。 ※　特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備	第36条の３の３第１項	第317条の３の３第１項	令和８年１月１日
軽自動車税	１．種別割の税率	法律改正に合わせて改正。 ※　軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正	第82条	第463条の15第１項	令和７年４月１日
	２．種別割の減免	法律改正にあわせて改正。 ※　軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備	第89条第２項	第463の条23	令和７年４月１日
	３．身体障害者等に対する種別割の減免	道路交通法の改正に伴う改正。 ※　マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備	第90条第２項及び第３項	第463条の23	令和７年４月１日
固定資産税	１．新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告	法律改正にあわせて新設。 ※　特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設	附則第10条の３	附則第15条の９の３	令和７年４月１日
町たばこ税	１．加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例	法律改正にあわせて新設 ※　加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例	附則第16条の２の２	附則第30条の３令附則第15条の２の６、第15条の２の７	令和８年４月１日

【その他】

引用条項及び文言の整理	法律の改正による、引用条項のズレを修正、文言の整理を行う。

議案第８号　説明資料

【別表】　特定親族特別控除の概要

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けるに人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	所得税 特定親族特別控除額	町民税 特定親族特別控除額
58万円超　85万円以下（123万円超　150万円以下）	63万円	45万円
85万円超　90万円以下（150万円超　155万円以下）	61万円	
90万円超　95万円以下（155万円超　160万円以下）	51万円	
95万円超　100万円以下（160万円超　165万円以下）	41万円	41万円
100万円超　105万円以下（165万円超　170万円以下）	31万円	31万円
105万円超　110万円以下（170万円超　175万円以下）	21万円	21万円
110万円超　115万円以下（175万円超　180万円以下）	11万円	11万円
115万円超　120万円以下（180万円超　185万円以下）	6万円	6万円
120万円超　123万円以下（185万円超　188万円以下）	3万円	3万円

士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）新旧対照表

改正案	現　行
（公示送達）	（公示送達）
第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を士幌町公告式条例（昭和26年条例第６号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。	第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、士幌町公告式条例（昭和26年条例第６号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
（納税証明事項）	（納税証明事項）
第18条の３　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第18条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除）	（所得控除）
第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定	第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定

改正案	現　行
により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （町民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36号の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者	により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （町民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者

改正案	現　行
（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～９　（略）	２～９　（略）
（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名）	(3) 扶養親族＿＿＿＿＿の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名）
(4)　（略）	(4)　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であ	第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であ

改正案	現　行
って、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	って、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）　　を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名）	(3) 扶養親族　　の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名）
(4)　(略)	(4)　(略)
２～５　(略)	２～５　(略)
（種別割の税率）	（種別割の税率）
第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車	(1) 原動機付自転車
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額2,000円	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ　　に掲げるものを除く。）　年額2,000円
イ ２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超	イ ２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は　　定格出力が0.6キロワットを超

改正案	現　行
え、0.8キロワット以下のもの　年額2,000円	え、0.8キロワット以下のもの　年額2,000円
ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円	
エ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額2,400円	ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額2,400円
オ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第13号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額3,700円	エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第13号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額3,700円
(2)・(3)　(略)	(2)・(3)　(略)
（種別割の減免）	（種別割の減免）
第89条　(略)	第89条　(略)
２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。	２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。
(1)～(4)　(略)	(1)～(4)　(略)
(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）	(5) 原動機の総排気量又は定格出力
(6)～(8)　(略)	(6)～(8)　(略)
３　(略)	３　(略)

改正案	現　行
（身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条　（略） ２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類	（身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条　（略） ２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は　身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示 　 　 　するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び 　 　有効期限並びに運転免許の種類

改正案	現　行
及び条件が付されている場合にはその条件 (6)　(略) ３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 ４　(略) ５　(略) 附　則 (法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合) 第10条の２　(略) ２～14　(略) 15　法附則第15条第36項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。 16　法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。 17・18　(略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の３　(略) ２～11　(略) 12　町長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類	及び条件が付されている場合にはその条件 (6)　(略) ３　(略) ４　(略) 附　則 (法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合) 第10条の２　(略) ２～14　(略) 15　法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。 16　法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は２分の１とする。 17・18　(略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の３　(略) ２～11　(略)

改正案	現　行
の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められたときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。	
13　（略）	12　（略）
14　（略）	13　（略）
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第16条の２の２　令和８年４月１日以後に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻きたばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2	

改正案	現　行
グラムをもって紙巻きたばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２項ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1)　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2)　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	

『 デジタル郵便サービス（SmartPOST）導入事業 』

従来の郵送業務をデジタルに置き換え、住民の利便性向上と郵送コスト低減を図ります。住民は行政からのお知らせをスマートフォンで受け取ることにより、いつでも、どこでも通知を確認できるようになり、住民サービスに大きく寄与します。

◇事業概要（例　補助金などの交付申請の場合）

①お持ちのスマートフォンにアプリをダウンロード

②対象者に電子申請の案内を送付

③電子申請

④申請者に決定通知等を送付

⑤通知の確認

◇予 算 計 上 額 ： 歳出　2，255千円
歳入　1，127千円（新しい地方経済・生活環境創生交付金　1/2補助）

◇想定される通知 ： 会議等の案内
各種健診の案内
補助金などの交付申請書類　など

SmartPOST

- 郵送・印刷・紙コストの削減
- SDGs、脱炭素
- 一人ひとりに最適化された情報の通知
- マイナンバーカード利活用促進施策

◇導入自治体数 ： 54団体（大阪府堺市、兵庫県姫路市　など）

◇そ　の　他 ： スマートフォン・マイナンバーカードを所持していない方には、従前どおり郵送にて送付する
未読者を把握できることで、あらためて通知を行うことにより見逃しを抑制する
利用者は一度アプリをダウンロードすることで、行政からの各種通知を受け取ることが可能になる